

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 改正の内容

練習用備付け銃である空気銃の構造又は機能の基準を定めることとする。(第二十七条関係)

二 施行期日

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三百三十一号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行することとする。(附則関係)